十八　前項第十号に掲げる事項については、委託特例事業者の報酬の額の算定の方法並びに収受の時期及び方法に関する定めがあること。

（削る）

（新設）

（第三号事業を行おうとする者に係る不動産特定共同事業契約約款の内容の基準）

第八条の二　第三号事業を行おうとする者に係る令第五条第一項第九号の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき特例事業を行う場合にあっては、第四号に掲げるものを除く。）とする。

一　不動産特定共同事業契約に係る不動産取引から損失が生じた場合における当該損失の負担に関する事項

二　業務及び財産の状況に係る情報の開示に関する事項

三　事業参加者の契約上の権利及び義務の譲渡に関する事項

四　対象不動産の変更に係る手続に関する事項

五　不動産特定共同事業契約に基づき営まれる不動産取引に係る業務の委託先に関する事項

六　委託特例事業者の報酬に関する事項

2　第三号事業を行おうとする者に係る令第五条第二項の主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一　令第五条第一項第一号に掲げる事項については、法第二条第三項各号に掲げる契約の種別のいずれに該当するかを明示したものであること。

二　令第五条第一項第二号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　対象不動産の所在、地番、用途、土地面積、延べ床面積その他の対象不動産を特定するために必要な表示があるもの（対象不動産変更型契約については、変更前の対象不動産を特定するために必要な表示に限る。）

ロ　対象不動産の変更の予定の有無に関する定めがあるもの

ハ　金銭をもって出資の目的とする契約にあっては、対象不動産の取得の予定時期に関する定めがあるもの（対象不動産変更型契約については、変更前の対象不動産の取得の予定時期に関する定めに限る。）

三　令第五条第一項第四号に掲げる事項については、次に掲げるものであること。

イ　出資を伴う契約のうち、金銭をもって出資の目的とする契約にあっては、出資額又は出資の限度額、支払期日又は支払期限並びに出資総額の限度額又は出資予定総額及び出資予定総額に対する出資の割合の表示があるもの

ロ　出資又は賃貸若しくは賃貸の委任の目的である財産を、当該不動産特定共同事業契約に係る不動産取引により運用する旨を明示したもの

ハ　出資を伴う契約にあっては、対象不動産を当該不動産特定共同事業契約に基づく不動産特定共同事業の目的以外のために担保に供し、又は出資の目的とすることを禁ずる旨を明示したもの

ニ　不動産特定共同事業契約に係る財産を、自己の固有財産及び他の特例事業に係る財産と分別して管理する旨の定めがあるもの

四　前項第二号に掲げる事項については、業務及び財産の状況に係る情報であって次に掲げるものが事業参加者に開示されるための方法に関する定めがあること。

イ　法第二十九条の規定により閲覧に供される業務及び財産の状況を記載した書類の記載事項

ロ　法第三十条第二項の規定により閲覧に供される事業参加者名簿の記載事項